

「大分市貨物運送事業者支援金」のご案内

燃油価格の高騰及び2024年問題による影響を受けている貨物運送事業者に対し、支援金を交付します！

対象者

一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業または貨物軽自動車運送事業を営む者であって、次の要件のいずれにも該当するもの

- ①資本金の額または出資の総額が3億円以下である法人、または常時使用する従業員の数が300人以下の法人もしくは個人事業主
- ②令和6年4月1日において市内に本社もしくは事業所を有し、支援金の交付の申請の日以後も事業を営む意思を有する
- ③市税を完納している

支援金額

支援対象者が市内で使用する(使用の本拠の位置が大分市内)
車両数 × 支援金単価

【支援金単価】	① 普通貨物自動車	5万円
	② 小型貨物自動車	2万5千円
	③ 軽貨物自動車	1万円



※1事業者につき、上限は250万円

必要書類

※裏面をご確認ください。

申請方法

①電子申請の方法

市ホームページより申請できます。 ※電子申請フォームは、現在準備中です

②窓口申請の方法

必要書類一式(裏面参照)を受付場所にご持参ください。

(受付場所) 大分市役所 第2庁舎1階
(受付時間) 平日 9時~17時15分まで

※申請の受付開始当初は、大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

③郵送申請の方法

下記の送付先へ必要書類一式をご提出ください。

<送付先>
〒870-8504
大分市荷揚町2番31号 大分市 商工労政課 貨物運送事業者支援金担当 宛

申請期間

令和6年5月20日(月)~7月19日(金)まで

※不備等がなければ受付後、4週間程度での入金を予定しています。

- ①電子申請：7月19日23時59分まで
- ②窓口申請：7月19日17時15分まで
- ③郵送申請：7月19日の消印まで

支援概要・必要書類など詳細については、
大分市役所・商工労政課へお問い合わせください。(8:30~17:15 ※土・日・祝日除く)

☎ 097-585-6011



対象車両

令和6年4月1日時点において交付対象者が事業のために使用しており、次の表に該当する車両

対象車両	ナンバープレートの色	自動車検査証または自動車検査証記録事項の記載事項				
		自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	使用の本拠の位置	使用者の氏名または名称
普通貨物自動車	緑ナンバー	普通	貨物 (※)	事業用	大分市内であること	申請者と同一の個人または法人
小型貨物自動車		小型				
軽貨物自動車	黒ナンバー	軽自動車				

※対象車両は、道路運送車両法の区分によります。

※被牽引車、霊柩車、二輪自動車は対象外です。

※用途が乗用の軽自動車については、自動車検査証の備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車」の記載がある場合は対象となります。

※事業の継続支援を目的とした支援金であるため、交付申請時にすでに廃車している車両や、申請日以後の廃車が決定している車両については、対象外となります。

必要書類

法人の場合

①	支援金交付申請書（様式第1号）
②	交付対象車両一覧表（様式第2号）
③	「一般貨物自動車運送事業」もしくは「特定貨物自動車運送事業」の許可書等の写し または「貨物軽自動車運送事業」の届出書等の写し
④	対象車両全ての自動車検査証の写し ※電子の場合は自動車検査証記録事項の写し
⑤	法人税確定申告書別表一の写し（1枚） ※直近の事業年度分のもの ※收受印があるものに限る ※電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出
⑥	市税完納証明書 ※写しでも可 ※申請日から1ヵ月以内に発行されたものに限る
⑦	振込先口座の通帳等の写し（通帳を1ページ開いた部分） ※カナ名義が分かるもの

個人事業主の場合

①	支援金交付申請書（様式第1号）
②	交付対象車両一覧表（様式第2号）
③	「一般貨物自動車運送事業」もしくは「特定貨物自動車運送事業」の許可書等の写し または「貨物軽自動車運送事業」の届出書等の写し
④	対象車両全ての自動車検査証の写し ※電子の場合は自動車検査証記録事項の写し
⑤	令和5年分の確定申告書第一表の写し（1枚） または所得税青色申告決算書の写し（1頁） ※收受印があるものに限る ※電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出 ※確定申告の義務がない等の場合は、「市民税・県民税申告書」の写し（1面）を提出 ※マイナンバーの表示は、全て黒塗りしてください
⑥	市税完納証明書 ※写しでも可 ※申請日から1ヵ月以内に発行されたものに限る
⑦	振込先口座の通帳等の写し（通帳を1ページ開いた部分） ※カナ名義が分かるもの